

2017年1月17日

Contents

I Lawyer's Eye

外商投資企業の設立及び変更に関する新しい届出制への移行及びその実務上の影響
北京オフィス顧問 李 加弟/弁護士 唐沢 晃平

II 中国法令アップデート

- ・外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法
- ・国家発展改革委員会・商務部公告 2016 年第 22 号
- ・国家工商行政管理総局による外商投資企業届出管理実行後の関連する登記登録業務の適切な遂行に関する通知
- ・国家工商行政管理総局による工商登記前置審査認可事項目録の調整に関する通知
- ・商務部による外商投資企業の設立及び変更届出の監督検査関連業務の適切な遂行に関する通知
- ・外商投資産業指導目録(改正稿)
- ・国家外国専門家局による外国人訪中就労許可制度の試行実施方案の印刷配布に関する通知
- ・国家工商行政管理局による企業名称データベースの開放及び企業名称登記管理改革の秩序ある推進に関する指導意見
- ・特許審査ガイドライン修正草案(意見募集稿)
- ・ネット文学作品著作権管理の強化に関する通知
- ・最高人民法院による財産保全案件の処理に関する若干問題の規定
- ・国務院による自由貿易試験区における新しい改革試行経験の複製・普及業務の適切な遂行に関する通知
- ・中華人民共和国消費者権益保護法実施条例(審議稿)
- ・汚染物質排出制御許可制実施案
- ・中華人民共和国民法総則(草案)(第二回審議稿)
- ・企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例
- ・企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法(意見募集稿)
- ・国務院による「政府許可投資プロジェクト目録(2016年版)」の公布に関する通知
- ・第八回全国法院民事・商事裁判業務会議(民事部分)紀要

Ⅲ 台湾法令アップデート

- ・「企業結合届出基準」の修正
- ・「労働基準法」の改正
- ・「証券取引法」の改正

Ⅳ 中国万感

自転車シェアリング

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

I Lawyer's Eye

北京オフィス顧問 李 加弟
 弁護士 唐沢 晃平

外商投資企業の設立及び変更に関する新しい届出制への移行及びその実務上の影響

従来、中国における外商投資企業の設立及び変更については、原則として、商務部門の審査認可を経てから、工商部門における工商登記を行う必要があった。

この点、2016年9月3日に『中華人民共和国外資企業法』等の4つの法律改正に関する決定が全人代における審議を通過し、2016年10月1日に施行されたことを受けて、2016年10月8日、中国の商務部は「外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法」(商務部令〔2016〕3号、以下「本弁法」という)を公布し、同日施行した。同弁法により、外商投資企業の設立及び変更については、外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト管理)の範囲に該当しない場合は、従来の商務部門による審査認可を経る必要はなく、商務部門に対しては関連する設立及び変更に関する届出を行うのみで足りるものとされ、従来の外商投資企業管理の実務が大きく変更された。

一方、これを受けて工商総局も「外商投資企業届出管理実行後の関連する登記登録業務の適切な遂行に関する通知」(工商企注字〔2016〕189号、以下「工商総局通知」という)を公布し、外商投資企業の設立及び変更について、外商投資参入特別管理措置の範囲に該当しない場合は、商務部門の届出証明を前提とせず、所轄の工商部門はその登記申請を直接受理すべきことを確認している。

一. 本弁法の主な内容

1. 新しい届出制の適用対象及び適用対象とならない場合

外商投資企業の設立及び変更については、原則として新しい届出制の対象となるが、「国家発展委員会・商務部公告2016年第22号」は、以下の2つの場合は、新しい届出制の対象とはならない旨を定めている。これらの場合に該当するときは、引き続き従前の商務部門による審査認可が必要となるため、注意が必要である。

- ① 外商投資参入特別管理措置が及ぶ場合、すなわち、その外商投資企業の業種が、「外商投資産業指導目録(2015年改訂)」に定める制限類あるいは禁止類、又は、奨励類の中で出資持分要求及び高級管理職要求のあるものに該当する場合¹
- ② 外国投資者による国内企業の合併・買収にかかる外商投資企業の設立及び変更²

¹ 出資持分要求がある場合とは、「合併・合作に限る」、「中国側マジョリティ」、「外資比率●%以下」などと定められている場合を指し、高級管理職要求がある場合とは「首席パートナーが中国国籍を有していること」などと定められている場合を指すものと考えられる。

具体的に外商投資参入特別管理措置に該当するか否かについては、対象となる会社の経営範囲と外商投資産業指導目録(2015年版)を照らし合わせて検討したうえで、最終的には管轄の工商部門に確認するのが望ましい。

なお、外商投資産業指導目録については、その改正稿について、2016年12月7日から2017年1月6日まで意見募集が行われている。かかる外商投資産業指導目録の改正稿においては、上記の公告2016年第22号を受けて、各業種を「奨励外商投資産業リスト」と、「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」の2つに明確に分類して列挙しており、前者には奨励類が、後者には制限類と禁止類がそれぞれ列挙されている。2015年版の目録において、奨励類かつ出資持分要求が存したものについては、基本的に、奨励類にも制限類にも列挙されており、これらの業種については、奨励類としての優遇措置を受けられる一方で、外商投資特別管理措置も及ぶ(新しい届出制の対象とはならない)という管理がなされることになるものと考えられる。

² この場合は、引き続き「外国投資者による国内企業の合併・買収に関する規定」(商務部令〔2009〕6号)に基づく管理が行われ、さらにそれが上場企業に関わる場合は、「外国投資者による上場企業への戦略投資管理弁法」(商務部、証監会、税務総局、工商総局、外貨管理局令〔2005〕28号)が適用される。

2. 届出の手順

(1) 設立の届出(本弁法第5条)

本弁法による新しい届出制の対象となる外商投資企業の設立については、企業名称の事前審査確認を行ってから営業許可証の発行を受けるまでの間、又は、営業許可証の発行後 30 日以内に、外商投資情報総合管理システム³を通じてオンラインで「外商投資企業設立届出申告書」⁴を埋めて提出し、設立届出を行うものとされている。

(2) 変更の届出(本弁法第6条)

本弁法による新しい届出制の対象となる外商投資企業について、下記の変更事項が生じた場合には、変更事項の発生後 30 日以内に⁵、外商投資情報総合管理システムを通じてオンラインで「外商投資企業変更届出申告書」を埋めて提出し、変更届出を行うものとされている。

届出を要する変更事項

- ① 外商投資企業の基本情報の変更
名称、住所、企業類型、経営期限、投資業種、業務類型、経営範囲、国家の規定する輸入設備の租税減免措置の範囲に該当するか否か、登録資本、投資総額、組織機関構成、法定代表者、外商投資企業の最終的实际支配者の情報、連絡先担当者及び連絡方法の変更を含む
- ② 外商投資企業の出資者の基本情報の変更
氏名(名称)、国籍/地区又は住所(登録地域又は登録住所)、証明書類の類型及び番号、引受出資額、出資方法、出資期限、出資金の出所、出資者類型の変更を含む
- ③ 持分(株式)、合作権益の変更
- ④ 合併、分割、終了
- ⑤ 外資企業財産権益の対外的な抵当権の設定及び譲渡
- ⑥ 中外合作企業の外国出資者による出資の先行回収
- ⑦ 中外合作企業の経営管理委託

3. 届出の提出書類(本弁法第7条)

外商投資企業又はその出資者が外商投資企業の設立又は変更の届出を行う場合、外商投資情報総合管理システムを通じてオンラインで届出申告書のフォームに必要な情報を埋めて提出すると同時に、以下の文書の写しをアップロードして提出するものとされている。

届出の提出書類

- ① 外商投資企業の名称事前認可にかかる資料又は外商投資企業の営業許可証
- ② 外商投資企業の出資者全員(もしくは発起人全員)もしくはその授権代表が署名した『外商投資企業設立届出申告承諾書』、又は、外商投資企業の法定代表者もしくはその授権代表者が署名した『外商投資企業変更届出申告承諾書』⁶

³ <http://wzzxbs.mofcom.gov.cn/WebProBA/app/entp/approve>

⁴ 届出申告書のフォームは、本弁法の添付書類として公表されている。

⁵ 本弁法第6条第3項では、変更事項に関して最高権力機関が決議を行った場合はその決議の時点を変更事項が生じた時点とする旨の定めがあるが、会社の変更事項の実体的な効力発生時点についても決議時点とみなされるのか、決議の内容が将来のある時点において変更事項を発生させるという内容であった場合にはどのように考えるのかといった点については不明である。なお、後述のとおり、そもそも最高権力機関による決議書面は届出における提出書類に含まれていないため、変更事項に関して最高権力機関が決議を行った時点について、商務部門は知らないものと思われる。

⁶ 届出申告承諾書の様式は、本弁法の添付書類として公表されている。

- ③ 出資者全員（もしくは発起人全員）もしくは外商投資企業の指定代表者又は共同委託代理人に関する証明書（授權委任状及び受任者の身分証明書を含む）
- ④ 外商投資企業の出資者もしくは法定代表者が他人に関連する文書の署名を委託したことの証明書（授權委任状及び受任者の身分証明書を含む）（他人に関連文書の署名を委任していない場合は提出不要）
- ⑤ 出資者の主体資格証明書もしくは自然人の身分証明書（変更事項が出資者の基本情報の変更にかかるものでない場合は提出不要）
- ⑥ 法定代表者の自然人の身分証明書（変更事項が法定代表者の変更にかかるものでない場合は提出不要）。

なお、上記の文書の原文が外国語で作成されている場合は、同時に中国語の翻訳文書もアップロードして提出しなければならない。外商投資企業又はその出資者は、中国語の翻訳文書と外国語の原本の内容の一致性を確保しなければならないとされている。

4. 届出の所要時間（本弁法第 11 条）

オンラインで所定の資料が提出されると、届出機関（商務部門）は、届出された情報に不備がないか形式的な確認を行い、かつ、届出された事項が届出制の適用される場合に該当するかを判断する。この点、届出された事項が届出制の適用される場合に該当する場合は、届出機関は届出から 3 営業日以内に届出手続を完了させるものとされており、届出制の適用される場合に該当しない場合は、届出機関は届出から 3 営業日以内にオンラインで外商投資企業に対して関連する規定に基づく手続を行う必要があることを通知するものとされている。外商投資企業は、総合管理システムで届出の結果を照会することができる。

5. 届出完了に関する証書（备案回执）の取得

外商投資企業又はその出資者は、届出完了の通知を受領した後に、届出機関から届出完了に関する証書（备案回执）を取得することができる。

二. 工商総局通知の主な内容

工商総局通知は、上記の外商投資企業の設立及び変更に関する新しい届出制が導入されることに関して、この新制度の意義を深く理解し、登記事務を規範化して外商投資企業にとって迅速かつ効率的な市場参入を可能にすることを目指し、新制度の円滑な実施を確保するという工商部門の基本的な姿勢を示したものであり、新制度導入による工商登記実務の変更点等について詳細かつ正確に定めたものとはいえないが、下記のような内容を含んでいる。

1. 商務部門における届出との関係（工商総局通知第 1 条第 3 項）

工商総局通知は、外国投資家が、国家が規定し実施する外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト管理措置）の対象外の産業において投資を行う場合、商務部門の届出証明は企業が行う工商登記の前提条件となるものではないことを確認し、工商行政管理部門は外商投資参入特別管理措置にかかわらない外商投資企業の設立・変更の登記申請については直接受理するものと定めている。

なお、商務部門を通さずに、外商投資企業の設立及び変更に関する工商登記の申請を工商部門が直接受理することは、工商部門にとっては新たな任務・課題であるとの趣旨の記載も見られるが、新しい届出制の導入後において、従前は商務部門が行っていた実質的審査を、工商部門が工商登記手続の段階でどの程度行っているのかといった点については、新制度導入後 3 ヶ月以上が経過した現時点においてもなお不明確である。

2. 管轄(工商総局通知第 2 条第 1 項)

工商総局通知は、外商投資企業の登記管理機関は、国家工商総局および国家工商総局による外商投資企業の登記認可権限の授与を経た地方工商及び市場監督管理部門(以下「外資被授權局」という)と定めている。そして、外商投資参入特別管理措置にかからない外商投資企業の設立・変更(届出)及び抹消登記は、原則として属地管轄を実行し、外商投資企業の所在地の最基層一級外資被授權局が手続について責任を負うものとしている。また、既に設立されている外商投資企業の変更登記が外商投資参入特別管理措置にかからないものである場合、企業は従前の登記機関において登記申請をするか、もしくは所在地の最基層一級外資被授權局において登記申請をするかを選択することができるとしている。

三. 新しい届出制が実務に与える影響等

1. 現時点における新しい届出制の各地域における実務運用の状況

新しい届出制の概要は概ね以上の通りであるが、2016 年 10 月の国慶節明けより施行されたこの新制度は、従来の商務部門による審査認可を経てから工商部門による登記手続を行うという基本的な流れを大きく変更するものであったため、外商投資企業管理の実務に与えたインパクトも非常に大きなものであった。

そのため、新制度導入直後においては、実務が制度に追いついていない状況が見られ、大きな混乱が生じた。新制度導入から 3 ヶ月以上が経過した現時点においても、この新制度への対応状況は各地の商務部門及び工商部門によってまちまちであり、必ずしも新制度に関連する条文において定められた通りの運用がなされていないことがあるというのが実情と思われる。

例えば、筆者の経験及び各当局への照会結果に基づくと、少なくとも 2016 年 12 月時点では、上海市と北京市とでは、新しい届出制にかかる実務運用が下記の通り大きく異なっていた。

上海市における実務運用

新しい届出制が適用される場合、法令上は、商務部門における届出と工商部門における登記は順不同とされているにもかかわらず、商務部門における届出完了の証書(备案回执)を取得して提出しなければ、工商部門において登記手続を事実上受理してもらえないため、必ず商務部門における届出を先行させる必要がある。

北京市における実務運用

新しい届出制が適用される場合、法令上の定め通り、商務部門における届出は工商登記の前提条件とはされず、外商投資企業の設立、変更及び抹消等の登記を直接に工商部門に申請することができる(商務部門における届出手続を行うのは、工商登記の完了前でも完了後でもよい。)

外商投資企業の設立及び変更に関する手続について、各地の商務部門及び工商部門において独自の運用がなされていることがあるため、その都度、各当局に対する入念な確認を要するという点は、新しい届出制に移行する以前から同様であるものの、現在はかかる確認の重要性がさらに高まっている状況にあるといえる。

特に、既に中国に設立されている参入特別管理措置が及ばない外商投資企業にとっては、今後企業に変更事項が生じた場合には、新しい届出制に基づいて従来と異なる手続を行う必要が生じるため、その管轄の商務部門及び工商部門における実務運用の実情について積極的に情報収集を行うとともに、新たな関連法令等の公布状況やその内容に細心の注意を払う必要がある。

2. 外商投資企業の変更の効力発生時期

新しい届出制が施行されるまでは、中外合弁経営企業法実施条例(国務院令648号)第14条、外資企業法実施細則(国務院令648号)第16条、外商投資企業の出資者の持分変更に関する若干の規定第20条等の規定により、商務部門の認可が外商投資企業の変更の効力発生要件とされていた。かかる商務部門の認可を効力発生要件と定めた各規定は現在もなおそのまま残存しているが、新しい届出制が適用される場面では、商務部門の認可がそもそも不要とされた以上、商務部門の認可を経ずして外商投資企業の変更の効力が生じるものと考えられ、また、現在は、当事者が外商投資企業の変更事項の効力発生時点を自由に設定できるようになったものと考えられる。そのため、例えば外商投資企業の持分譲渡にかかる契約において持分譲渡の効力発生時点をどのように定めるべきかといった新たな問題が生じている。

この点、筆者の経験上、工商部門は、登記申請の時点において登記にかかる変更事項の効力が既に発生していることを求めることが多いように思われる。このため、例えば、工商部門から新しい営業許可証を取得した時点を持分譲渡の効力発生時点と定めた持分譲渡契約書を締結すると、かかる契約書を工商部門に提出して持分変更の登記をしようとしても、工商部門に登記を拒まれ、結局持分譲渡の効力を発生させることができなくなるといった事態に陥る可能性があるため、注意が必要である。

3. 今後の展望

従来の認可審査制の下においては、例えば、外商投資企業の変更が生じ、商務部門の審査認可が必要となる場面で、中国法上それを許容する明文の規定はないものの、海外や中国の内資企業の実務においては問題なく用いられているスキーム(例えば、合弁契約における持分権の強制移転条項等)に関連する場合には(特に外商投資企業による先例がないような場合には)、商務部門の担当者に対して詳細かつ丁寧に説明を行い、そのスキームについて十分な理解が得られない限り認可の手続を進めてもらえない、といった事態が生じることがあったが、新しい届出制の下では、かかる新スキームの実行可能性に関して少なくとも商務部門との事前の折衝は不要となった。

この点、工商部門が工商登記手続の段階において、従前商務部門が行っていた実質審査と同じ程度の審査を行うようであれば、今度は工商部門において登記手続を進めてもらえないといった事態が生じる可能性がある(そのため、工商部門における審査実務の動向には注視する必要がある)。

しかし、商務部門に対する届出も、工商部門における工商登記も、ある行為が実行され、外商投資企業の変更事項の効力が発生してから、事後的に行う手続に過ぎない。この意味で、新しい届出制は、政府(商務部門)が認可しなければ法的効力が生じ得なかった従来の仕組みとは一線を画するものといえる。

新しい届出制の導入から3ヶ月強が経過したに過ぎない現時点においては、その制度の導入が実務に与えた影響を総括したり、商務部門及び工商部門における新しい届出制の運用状況について評価を加えたりするには時期尚早と思われる。しかし、少なくとも、今回の新しい届出制の導入は、対中投資の場面における外商投資企業及び外国出資者による経済活動の自由度の向上に繋がりを、極めて大きな転換であったということはできよう。

II 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<外商投資企業管理>

外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法

[ポイント] 2016年9月3日に「『中華人民共和国外資企業法』等の4つの法律改正に関する決定」が全人代における審議を通過し、2016年10月1日より、参入特別管理措置(ネガティブリスト管理)の範囲に該当しない場合は、外商投資企業の設立及び変更について、原則として商務部門に対する届出をするのみで足り、商務部門による審査認可は不要とすることとされたが、本弁法はかかる新しい届出制の詳細について定めたものであり、実務上の影響は極めて大きい。

詳細については今号のLawyer's Eyeを参照されたい。

2016年10月8日公布、同日施行(商務部令[2016]3号)

[原文] [外商投资企业设立及变更备案管理暂行办法](#)

国家発展改革委員会・商務部公告 2016年第22号

[ポイント] 本公告は、上記の外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法と同時に公布されたものであり、同弁法が定める新しい届出制度の対象とならない参入特別管理措置(ネガティブリスト管理)の範囲、すなわち、外商投資企業の設立及び変更について、引き続き商務部門による審査認可が必要な範囲とは、外商投資産業指導目録(2015年改定)の制限類、禁止類、並びに、奨励類の中で出資持分要求及び高級管理職要求があるものを指すと定めている。また、外国投資者による国内企業の合併・買収にかかる外商投資企業の設立及び変更についても新しい届出制ではなく従前の規定に基づき執行することについても定めている。

2016年10月8日公布

[原文] [国家发展改革委 商务部公告 2016年第22号](#)

国家工商行政管理総局による外商投資企業届出管理実行後の関連する登記登録業務の適切な遂行に関する通知

[ポイント] 本通知は、上記の外商投資企業の設立及び変更に関する新しい届出制が2016年10月1日から導入されることに関して、この新制度の意義を深く理解し、登記事務を規範化して外商投資企業にとって迅速かつ効率的な市場参入を可能にすることを目指し、新制度の円滑な実施を確保するという工商部門の基本的な姿勢を示したものである。

詳細については今号のLawyer's Eyeを参照されたい。

2016年9月30日公布(工商企注字[2016]189号)

[原文] [工商总局关于做好外商投资企业实行备案管理后有关登记注册工作的通知](#)

附件 1: [全体投资人承诺书](#)

附件 2: [企业登记申请文书规范 \(2015年版\) 修订部分](#)

国家工商行政管理総局による工商登記前置審査認可事項目録の調整に関する通知

[ポイント] 本通知は、上記の外商投資企業の設立及び変更に関する新しい届出制の導入に伴い、工商登記の前に審査認可が必要な事項として目録に定められていた「外商投資企業の設立及び変更に関する審査認可」の項目が、「市場参入特別管理措置が及ぶ外商投資企業の設立及び変更に関する審査認可」と改められた。

2016年10月18日公布(工商企注字[2016]198号)

[原文] [工商总局关于调整工商登记前置审批事项目录的通知](#)

商務部による外商投資企業の設立及び変更届出の監督検査関連業務の適切な遂行に関する通知

[ポイント] 本通知及びこれに添付される外商投資企業設立及び変更届出監督検査ガイドラインは、2016年10月の外商投資企業管理の許可制から届出制への移行を受け、設立・変更手続後の監督管理を強化するため、外商投資企業設立及び変更届出管理暫定弁法を具体化するものとして制定されたものである。

商務部門は、上記届出に関し、同弁法に基づいてサンプル調査、通報に基づく検査等を実施できるところ、本通知の公布直後は特に調査が活発化する可能性もあることから、各社においては手続漏れ(例:経営範囲の修正漏れ、登録住所の変更漏れ、投資者情報の修正漏れ等)がないかいま一度確認することが望ましい。

2016年12月13日公布(商資函[2016]第954号)

[原文] [商务部关于做好外商投资企业设立及变更备案监督检查有关工作的通知](#)

外商投資産業指導目録(改正稿)

[ポイント] 中国では外商投資プロジェクトを、外商投資産業指導目録において「奨励類」、「制限類」、「禁止類」に分類し、目録に記載されていないものは「許可類」として管理している。外商投資産業指導目録は、直近では2015年3月10日付で6回目の改訂版が公布されているが、今回はこれに続く改正稿が公開され意見募集が行われたものである。本改正稿においては、さらに外商投資の開放が進められており、2015年版において93項目あった制限のある業種(制限類、禁止類、並びに、奨励類の中で出資持分等について要求があるもの)は、62項目にまで減少している。また、本改正稿では、国家発展改革委員会・商務部公告2016年第22号(上記参照)を受けて、外商投資参入特別管理措置の及ぶ範囲をより明確化している点が注目される。すなわち、本改正稿は、「奨励外商投資産業リスト」と、「外商投資参入特別管理措置(外商投資参入ネガティブリスト)」の2つに明確に分類されており、前者には奨励類が、後者には制限類と禁止類がそれぞれ列挙されている。2015年版の目録において、奨励類かつ出資持分要求が存したものについては、基本的に、奨励類にも制限類にも列挙されており、これらの業種については、奨励類としての優遇措置を受けられる一方で、外商投資特別管理措置も及ぶ(2016年10月より導入された外商投資企業の新しい届出制の対象とはならない)という管理がなされるものと考えられる。

(意見募集期間:2016年12月7日~2017年1月6日)

[原文] [外商投资产业指导目录\(修订稿\)](#)

<外国人就業者管理>

国家外国専門家局による外国人訪中就労許可制度の試行実施方案の印刷配布に関する通知

[ポイント] 本通知では、中国における就業外国人の管理の効率化を図るため、従来2つに分かれていた外国人入国就業許可証、及び外国専門家訪中就労許可証を外国人訪中就労許可証にまとめ(二証統合)、提出書類を簡素化し、審査プロセスを見直す等の改革がなされている。

また、本改革では、中国における就業外国人をABCの3ランクに分けて管理することに注目が集まっており、ランクに応じて就労許可の発行要件が異なることとなる。ランク分けは、一定の人材分類基準又はポイント制の2つの基準によって行なわれ、ポイント制は年齢、年間給与、学歴、所属企業、中国語力などの要素が設定されている。

本改革は、中国に進出する各企業の人事戦略に一定の影響を及ぼし得るものであり、各社において人事戦略上の

かなるインパクトがあるのか検討しておくのが望ましい。

新制度は、2016年10月から2017年3月にかけて、北京市、天津市、河北省、上海市、安徽省、山東省、四川省、雲南省、寧夏省等において既に試行されており、2017年4月1日からは全国で統一実施される予定である。2016年9月27日公布(外專発[2016]151号)

[原文] [国家外国专家局关于印发外国人来华工作许可制度试点实施方案的通知](#)

<企業登記>

国家工商行政管理局による企業名称データベースの開放及び企業名称登記管理改革の秩序ある推進に関する指導意見

[ポイント] 本指導意見は、県・区級の登記主管機関は2016年12月1日までに、省・市の登記主管機関は条件が整い次第適宜、企業名称データベースを一般開放することとしている。中国において企業を新設する場合又は企業名称を変更する場合は、その登記主管機関が管轄する区内において既に登記・登録されている企業名称と同一又は類似の名称を用いることができないところ、これまでは企業名称の照会を行うためには、各登記主管機関に対する問い合わせを行う必要があったが、今後は各登記主管機関がウェブサイトに掲げる企業名称データベースを通して各企業が自ら照会を行うことが可能となる。また、各登記主管機関のウェブサイトでは、企業名称データベースの提供に加えて、企業名称事前認可の申請に関する資料や情報等も提供するものとされている。本指導意見はさらに、条件を備えた地区においては、企業名称データベースに加えて、企業名称に用いることが禁止・制限される字句のデータベースを構築した上で、両データベースを企業登記システムに組み込むことができ、その照会・照合を通過した申請者は直接企業登記を行うことができるとしている。いずれは企業による自主的な名称の照会・照合作業が現行の企業名称事前認可の申請に取って代わる可能性を示唆するものであり、注目される。

2016年10月18日公布(工商企注字[2016]203号)

[原文] [工商总局关于开放企业名称库有序推进企业名称登记管理改革的指导意见](#)

<知的財産権>

特許審査ガイドライン修正草案(意見募集稿)

[ポイント] 本草案は、インターネット、電子商取引等の電子通信分野に関する知的財産権を保護する方法、特許付与後の補正制度の整備、特許審査中における情報の迅速な公開等を中心に改正を行っており、主な改正内容は以下のとおりである。(1)ビジネスモデルの特許保護。ビジネスモデルの保護適格性を否定する現行ガイドラインを改正し、ビジネスモデルに係わる請求項中に技術特徴が含まれる場合、保護適格性を有することが明確化された。(2)プログラムの取扱い。「コンピュータプログラムそのもの」は保護適格性を有さないが、「コンピュータプログラムに係わる発明」を特許として保護する可能性があることを明らかにした。(3)補足実験データの提出。出願日以降に提出される補足実験データを考慮しないと定める現行ガイドラインを改め、補足実験データで証明される実験効果が、当業者が特許出願公開の内容から得られるものである場合には、審査官は当該補足実験データを審査しなければならないことが明確化された。(4)特許付与後の補正方法。現行ガイドラインは無効宣告手続において、「請求項の削除」、「請求項の合併」及び「技術方案の削除」の3つ補正方法を定めているが、本草案は「請求項の合併」を「請求項のさらなる限定」に変更するとともに、「明らかな誤りの訂正」という補正方法を追加した。但し、「請求項のさらなる限定」について、請求項に追記できるのは他の請求項に記載された技術特徴のみであり、明細書の記載を根拠とする補正は依然として認められない。(5)閲覧制限の緩和。出願公開から特許権登録までの出願については、現在、公開されていない「実体審査における出願人宛の通知書、検索報告及び決定書」は、第三者による閲覧・複製が可能になると改正された。

(意見募集期間:2016年10月28日~11月27日)

[原文] [專利審査指南修改草案\(征求意见稿\)](#)

ネット文学作品著作権管理の強化に関する通知

[ポイント] 本通知は、インターネットサービスプロバイダが提供するサービスの内容に応じて、それぞれの義務を明確にすることで、インターネットを通じて送信される文学作品(「オンライン著作物」)の著作権の管理強化を図るものである。例えば、オンライン著作物を提供するコンテンツプロバイダは、オンライン著作物に関する著作権の審査及び注意義務、クレームの処理体制の確立義務を負うと定めている。他方、オンライン著作物の送信のために関連するインターネットサービスを提供するプラットフォーム業者については、技術手段を用いて未許諾のオンライン著作物を送信しない義務、著作権侵害となる作品の削除義務、利用者による著作権侵害となる作品のアップロード、ストレージ及び共有を防止する等の義務を負うことを明確にしている。また、新たな監督措置として、国家版權局がインターネットサービスプロバイダについてのブラックリスト、重点的な管理が必要とするオンライン著作物についてのホワイトリストを作成して適宜に公表することとなる。

2016年11月4日公布

[原文] [关于加强网络文学作品版权管理的通知](#)

<民事保全>

最高人民法院による財産保全案件の処理に関する若干問題の規定

[ポイント] 本規定は、民事訴訟法 100 条から 105 条に定められた財産保全に関する新たな司法解釈である。人民法院が財産保全の申立人に提供を求める担保金額の上限を保全請求金額の 30%と定めた点、近時見られる財産保全の申立人が保険会社と契約して保険会社が財産保全の担保提供をするという実務を成文化した点、緊急の場合は 48 時間以内に保全の裁定をしなければならず、保全措置を取るとの裁定がされた場合には直ちに執行しなければならないとされた点、緊急でない場合は申立て又は担保提供から 5 日以内に保全の裁定をしなければならず、保全措置を取るとの裁定がなされた場合には 5 日以内に執行しなければならないとされた点、インターネット執行検索システムを保全手続においても運用することとしている点等が注目される。

なお、最高人民法院は本規定の公布と同日に、司法解釈である「民事執行中の当事者の変更及び追加に関する若干問題の規定」及び規範性文書である「最高人民法院による当該の執行手続の終結を厳格に規範化することに関する規定(試行)」も公布しており、「執行難」の問題への対応強化の姿勢を示している。

2016年11月7日公布、2016年12月1日施行(法釈[2016]22号)

[原文] [最高人民法院关于人民法院办理财产保全案件若干问题的规定](#)

<自貿区>

国务院による自由貿易試験区における新しい改革試行経験の複製・普及業務の適切な遂行に関する通知

[ポイント] 本通知は、上海、広東、天津、福建の自由貿易試験区の試行施策について、新たに全国展開を押し進めることを規定するものである。既に 2014 年 12 月、2015 年 11 月の過去 2 回において、自由貿易試験区での改革の全国展開が行なわれてきているが、本通知も、投資管理、貿易利便化、金融サービス、事中事後管理等の分野における具体的な改革事項を全国に押し進めることを規定している。今回は特に税関の管理事項についての記載が多く含まれているのが特徴的である。

2016年11月10日公布、同日施行(国発[2016]63号)

[原文] [国务院关于做好自由贸易试验区新一批改革试点经验复制推广工作的通知](#)

<消費者保護>

中華人民共和国消費者權益保護法實施條例(審議稿)

[ポイント] 消費者權益保護法は、消費者の権利と事業者側の消費者に対する責任を定めた基本法である。消費者權益保護法の細則となる實施條例の草案について、今回 2 度目となる意見募集が行われた。

審議稿の内容としては、製品のリコール、耐久性が求められる製品の挙証責任の転換、事業者による詐欺、ネット販売におけるクーリングオフ等の問題に関する規定が置かれているほか、水道・電気・ガス等の公共インフラ、旅客運送、速達配達、不動産、美容等の特定の業種についての責任を個別に定める章を設けている点が注目される。なお、本審議稿の第 2 条但書は、「自然人、法人及びその他の組織で、不当な利益を得る目的で商品を購入・使用し、又はサービスを受ける者については、本条例は適用しない。」としているところ、この部分は、あえて偽物の商品や表示と異なる商品、賞味期限切れ商品を購入して消費者権益保護法等に基づき賠償請求を行うことを生業としている「プロ偽物ハンター」(職業打假人)と呼ばれる者については法の保護を与えないとの趣旨と考えられ、世間での注目を集めている。

正式な実施条例の公布時期は未定である。

(意見募集期間:2016年11月16日～2016年12月16日)

[原文] [中华人民共和国消费者权益保护法实施条例\(送审稿\)](#)

<環境保護>

汚染物質排出制御許可制実施案

[ポイント] 本案は、中国で深刻な環境問題を引き起こしている企業による汚染物質の排出を制御するために公表されたもので、今後許可制を実施するためのスケジュール、目標等の計画である。具体的には、2020年までに、汚染物質の排出について全国的に許可制を実施することを掲げている。

2016年11月10日公布、同日施行(国办发[2016]81号)

[原文] [控制污染物排放许可制实施方案](#)

<民法>

中華人民共和国民法総則(草案)(第二回審議稿)

[ポイント] 第 2 回目となる民法総則(草案)であるが、今回の草案で特徴的なのは、個人情報保護規定が追加されている点である。具体的には、自然人の個人情報は法律の保護を受け、いかなる組織等も違法収集、利用、加工等を行ってはならず、違法な提供、公開或いは情報販売を行ってはならないという条文が追加された。また、営利法人の出資者がその権利を濫用し、法人またはその他出資者に損害を与えた場合は民事責任を負う旨の規定も追加されている。

(意見募集期間:2016年11月18日～2016年12月17日)

[原文] [中華人民共和国民法总则\(草案\)\(二次审议稿\)](#)

<投資プロジェクト管理>

企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例

[ポイント] 本条例は、企業による中国国内の固定資産投資プロジェクト(「企業投資プロジェクト」)の管理手続を定めるものであり、中国における固定資産投資の統一的な基本法としての性格をもつものである。

企業投資プロジェクトの立ち上げ時の手続としては、(i) 企業投資プロジェクトが国家安全、全国レベルの重大な生産力配置、戦略資源開発及び重大な公共利益にかかる場合は許可制、(ii) それ以外の場合は届出制が採用されており、近年の事前手続のスリム化傾向が本条例においても見て取れる。

本条例には、ある程度具体的な条文も規定されているが、詳細については、現在意見募集中である企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法において定められる予定であり、合わせて立法動向を注視する必要がある。

2016年11月30日公布、2017年2月1日施行(国令第673号)

[原文] [企业投资项目核准和备案管理条例](#)

企業投資プロジェクト許可及び届出管理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本弁法は、企業投資プロジェクト許可及び届出管理条例の手続を具体化するものとして、従前の政府許可投資プロジェクト管理弁法に修正を加え、届出管理に関する内容を補充する形で定められている。

具体的には、許可制にかかる申請・審査手続、届出制にかかる申請手続、監督管理、罰則等が定められており、許可制の適用範囲等については政府許可投資プロジェクト目録に依るとしている。

なお、外商投資プロジェクト及び対外投資プロジェクトに関しては、本弁法の対象外であり、別途制定される点に留意されたい。

(意見募集期間:2016年12月14日～2017年1月13日)

[原文] [企业投资项目核准和备案管理办法\(征求意见稿\)](#)

国务院による「政府許可投資プロジェクト目録(2016年版)」の公布に関する通知

[ポイント] 今回の2016年版は、2013年、2014年に引き続き3回目の改正である。引き続き行政コストの軽減がはかられ、2項目について許可制から届出制に修正、15項目について地方政府に対する権限移譲がなされた。

外商投資分野について言えば、外商投資産業指導目録のうち、総投資額が3億米ドル未満の制限類については省級政府による許可制、総投資額が3億米ドル以上の制限類については国务院投資主管部門による許可制、総投資額が20億米ドル以上のプロジェクトについては国务院への届出が必要となる。

なお、中国の抱える生産過剰問題を反映して、鋼鉄、電解アルミニウム、セメント、板ガラス、船舶等の生産過剰な項目については、引き続き新規の生産能力増強の届出が禁止されている点も付言する。

2016年12月12日公布(国発[2016]72号)

[原文] [国务院关于发布《政府核准的投资项目目录\(2016年本\)》的通知](#)

<その他(法令以外)>

第八次全国法院民事・商事裁判業務會議(民事部分)紀要

[ポイント] 本紀要は、2015年12月23日から24日にかけて最高人民法院が北京で開いた大発会全国訪印民事・商事裁判業務會議に関するものであり、1.民事裁判業務の総合的要求、2.婚姻家庭紛争案件の審理、3.不法行為紛争案件の審理、4.不動産紛争案件の審理、5.物権紛争案件の審理、6.労働争議紛争案件の審理、7.建設工事施工契約紛争案件の審理、8.民事裁判手続の8つに分けて、それぞれの場面において、法律や司法解釈が明確に定めを置いていない重要問題に関してどのように解決すべきであるかにつき議論された内容がまとめられている。例えば、労働争議紛争案件の審理において、労働契約の期間内において、「末位淘汰」(企業が設定した指標に基づき人事考課を行い、末席の従業員を淘汰するという制度)を理由に企業が一方的に労働契約を解除した場合、労働者は労働契約の解除が違法であることを理由に労働契約の継続の確認と賠償金の支払を求めることができるとしている点などが注目される。

本紀要は法令ではないものの、記載された内容については追って司法解釈等として規範化される可能性が高く、重要であるため、ここで紹介するものである。

2016年11月30日公表

[原文] [第八次全国法院民事商事审判工作会议\(民事部分\)纪要](#)

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 吳 曉青

最新台湾法令の解説

<独禁規制>

「企業結合届出基準」の修正

〔ポイント〕台湾公平取引委員会(TFTC)は、企業結合届出の売上高基準を修正した。今回の修正で、売上高基準を改正し、売上高の算定が世界ベースまたは台湾ベースかを明確にした。具体的には、① 結合に参加するすべての事業者の直近会計年度の全世界の売上高の合計が 400 億台湾ドルを超え、かつ、そのうち 2 以上の事業者の直近会計年度における台湾国内での売上高がそれぞれ 20 億台湾ドルを超える場合、② 非金融事業の場合：結合に参加する事業のいずれかの直近会計年度の台湾国内での売上高が 150 億台湾ドルを超え、かつ、相手方事業者の直近会計年度の台湾国内での売上高が 20 億台湾ドルを超える場合、③ 金融事業の場合：結合に参加する事業のいずれかの直近会計年度の台湾国内での売上高が 300 億台湾ドルを超え、かつ、相手方事業者の直近会計年度の台湾国内での売上高が 20 億台湾ドルの場合、のいずれかに該当すると、TFTC に対し結合届出を行う必要がある。

(2016 年 12 月 2 日に公布、同日発効)

〔原文〕 [事業結合應向公平交易委員會提出申報之銷售金額標準及計算方法](#)

<労働規制>

「労働基準法」の改正

〔ポイント〕今回の労働基準法の改正ポイントは、①完全週休 2 日制の実現、②労働者の休暇日数を公務員休暇日と一致させる、③特別休暇の改正などである。特別休暇について、改正後労働基準法によれば、同一使用者で勤務期間が満 6 ヶ月になると 3 日の特別休暇を取得できるとされ、改正前の満 1 年から 7 日の特別休暇を取得できるとの規定より労働者に有利になった。

(2016 年 12 月 21 日に公布、第 34 条 2 項の施行日が行政院別途定め、第 37 条 1 項及び第 38 条が 2017 年 1 月 1 日より施行することを除き、同日施行)

〔原文〕 [労働基準法](#)

<証券規制>

「証券取引法」の改正

〔ポイント〕今回の証券取引法の改正により、公開買付者に対し、買付対価を支払えることを証明するため、その資金出所を証明できる書類、金融機関等が発行する資金出所の確認書または証明書を提出する義務を課するという規定が追加された。一方、企業の資金調達をより円滑に進めるように、無担保社債の発行総額の上限は、改正前の「全資産から全負債及び無形資産を控除した額の 2 分の 1」から、「全資産から全負債を控除した額の 2 分の 1」まで緩和されるようになった。

(2016 年 12 月 7 日に公布、同日施行)

〔原文〕 [証券交易法](#)



中国万感



【自転車シェアリング】

上海オフィス顧問 鄧 翌雲

自転車シェアリングは、2016年において中国国内で流行したキーワードの1つと言える。街のいたるところで、オレンジ色や黄色のシェアリング用の自転車を見かけることができた。自転車シェアリングは、若者を中心として人気であるが、それには多くの理由がある。例えば、会社員にしてみれば、地下鉄の駅から会社まで一定の距離があるときに地下鉄の出口ですぐ自転車が利用できれば、バスに乗ったり、歩いたりするより、便利な場合が多い。また、大きな都市でタクシーを捕まえることが困難な場合に、簡単なアプリの操作で、即座に自転車に乗りたいといった望みにも応えてくれる。今は「エコ交通」、「低炭素交通」が叫ばれており、自転車は、エンジン車両と比べてはるかに環境によく、徒歩と比べてはるかに効率的である。筆者は、先日、自転車シェアリングの中でも最も人気のある Mobike を体験してみた。その時の体験と感想を以下に記す。

Mobike を使って自転車に乗りたい場合は、先ずスマートフォンに Mobike のアプリをダウンロードし、登録を行う。登録時に電話番号、ID 番号、実名等の情報が必要となる。これら以外に、自転車の利用条件として 299 人民元(日本円で約 5000 円)の保証金を支払う必要がある。



登録後、アプリの位置情報サービスを使って付近の利用可能な自転車を検索することができる。利用者は、アプリで自転車を予約する(予約は 15 分間有効)こともできるが、ランダムに周辺の自転車を探すこともできる。自転車のロックはスマホで QR コードをスキャンすると自動的に解除される。この時から課金が始まる。利用後は、自転車を元の場所まで戻す必要はなく、路上等の駐輪できる安全な場所に駐輪しておけば足りるのがサービスのポイントでもある。ロックがされた時点で課金が終了する。Mobike の課金システムは、利用時間に基づいており、自転車のモデルにより、料金は 30 分あたり 0.5 人民元又は 1 人民元と極めて安い。

Mobike は、現在までに 2 つのモデルの自転車を投入しているが、シェアリング開始当初のモデルははっきり言って乗りこなかった。このため、Mobike は、多くの利用者の提案に基づきグレードアップした 2 つ目のモデル(Mobike Lite)を投入した。最初のモデルと比べ、料金が半額となり、車体の重さ自体も 1/3 ほど軽くなった。また、Mobike Lite の自転車の前かごには手荷物を入れることもできるので、Mobike Lite は投入後に多くの人気を集めた。

Mobike 以外の他の有名な自転車シェアリングサービス提供者としては「ofo」や「小鳴單車」がある。これらのサービス提供者は、北京、上海、広州などの主要都市に重点を置いてサービス展開しているが、地方政府とのさらなる自転車の投入に関する合意に基づき、各都市を隅々まで網羅することを狙う。

Mobike は、自転車に乗るといういたって当たり前のことを再定義したサービスのように感じている。中国のような人口大国にとって、自転車シェアリングは近距離の外出には非常に便利ではあるが、中国における「移動が難しい」といっ

た問題(交通渋滞、帰省ラッシュ、タクシーがつかまらない等)からすれば、改善の小さな一歩に過ぎない。筆者は、より多くのMobikeのような「インターネット+」を利用したサービスが現れ、我々の生活をより便利にすばらしくしてくれることを期待している。

以上

TOPICS

◆当事務所のパートナー、若林耕弁護士が執筆した論文が下記雑誌に掲載されました。

「2017 年も重要立法が相次ぐことが見込まれる中国」
（「月刊ザ・ローヤーズ」 2017 年 1 月号）

詳細は下記リンクからご覧いただけます。

<http://www.amt-law.com/publications/detail/5242>

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。

**ANDERSON
MŌRI &
TOMOTSUNE**

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

〒107-0051 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー

TEL:03-6888-1000(代表)

E-mail:inquiry@amt-law.com